

専決処分	1 件
条例制定	4 件
議決事件	2 件
補正予算	7 件
決 算	7 件
合 計	2 1 件

令和 8 年第 3 回嘉島町議会定例会

提 案 理 由 説 明 書

○ 議案第 40 号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

「専決第 7 号 令和 8 年度嘉島町一般会計補正予算（第 2 号）」は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により令和 8 年 7 月 28 日に専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

○ 議案第 41 号 嘉島町に副町長を置かない特例条例を廃止する条例の制定について

災害発生時など不測の事態における指揮命令系統の維持及び町政運営の円滑化を図る上で、副町長を置いて執行機関の体制を万全なものにする必要性があることから、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

- 議案第 42 号 嘉島町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法施行規則の一部を改正する省令が令和 8 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

- 議案第 43 号 嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

特別職が新たに追加されたことに伴い、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

- 議案第 44 号 嘉島町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正

する条例の制定について

国家公務員等の旅費支給規程が改正されたことに伴い、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○ 議案第45号 令和7年度嘉島町簡易水道事業会計利益剰余金の処分について

○ 議案第46号 令和7年度嘉島町下水道事業会計利益剰余金の処分について

以上2件の議案につきましては、利益剰余金の処分について地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

○ 議案第47号 令和8年度嘉島町一般会計補正予算（第3号）に

ついて

令和８年度嘉島町一般会計補正予算（第３号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億３,３６５万５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０１億４,４３２万４千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

債務負担行為の追加は、「第２表 債務負担行為補正」のとおりであります。

地方債の追加は、「第３表 地方債補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○ 議案第 48 号 令和 8 年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算
(第 1 号) について

令和 8 年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,807 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 2,896 万 3 千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○ 議案第 49 号 令和 8 年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計
補正予算（第 1 号）について

令和８年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第１号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４１万４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７１万４千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○ 議案第５０号 令和８年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第１号）
について

令和８年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１,０６１万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９億６,８１１万７千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○ 議案第 51 号 令和 8 年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 8 年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 679 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1,185 万 1 千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○ 議案第 52 号 令和 8 年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和 8 年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）は、収益的収支予算のうち、収益において、第 1 款 水道事業収益、第 1 項 営業収益を 35 万円増額し、総額を 6,373 万 8 千円、支出においては、第 1 款 水道事業費用、第 1 項 営業費用を 50 万 4 千円増額し、総額を 6,367 万円としました。

資本的収支予算のうち、支出においては、第 1 款 資本的支出、第 1 項 建設改良費を 58 万 5 千円増額し、総額を 5,882 万 6 千円としました。

議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与

費を 33 万 9 千円増額して、1,726 万 3 千円としました。

また、予算第 4 条本文に「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 58 万 5 千円は過年度分損益勘定留保資金 58 万 5 千円で補てんするものとする。）」を加えました。

なお、収益的収支予算及び資本的収支予算の補正金額の詳細につきましては、「令和 8 年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算実施計画明細書」をご参照ください。

○ 議案第 53 号 令和 8 年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
について

令和 8 年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、収益的収支予算のうち、収入において、第 1 款下水道事業収益、第 2 項営業外収益を 970 万 6 千円、第 3 項 特別利益を 15 万 9 千円、それぞれ増額し、総額を 4 億 7,342 万 5 千円としました。

支出においては、第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用を311万9千円増額し、第2項 営業外費用を120万円減額し、総額を4億573万7千円としました。

資本的収支予算のうち、収入においては、第1款 資本的収入、第1項 出資金を2,800万円、第2項 企業債を1億3,840万円、第4項 国庫補助金1億7,036万円、それぞれ減額し、第5項 固定資産売却代金を5千円増額し、総額を3億5,914万5千円としました。

支出においては、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費を2億9,272万円減額し、総額を5億6,321万3千円としました。

なお、収益的収支予算及び資本的収支予算の補正金額の詳細につきましては、「令和8年度嘉島町下水道事業会計補正予算実施計画明細書」をご参照ください。

以上で提案理由の説明を終わりますが、

- 認定第1号 令和7年度嘉島町一般会計歳入歳出決算
- 認定第2号 令和7年度嘉島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 認定第3号 令和7年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算
- 認定第4号 令和7年度嘉島町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 認定第5号 令和7年度嘉島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

以上、5件の決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものであります。

また、同条第5項の規定による主な施策の成果につきましては、会計ごとに事業成果調書を作成し、お手元に配布のとおりであります。

詳細につきましては、会計管理者に説明をさせますので、ご審議のうえ、認定いただきますようお願い申し上げます。

- 認定第6号 令和7年度嘉島町簡易水道事業会計決算
- 認定第7号 令和7年度嘉島町下水道事業会計決算

以上、2件の決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものであります。

詳細につきましては、企業出納員に説明をさせますので、ご審議のうえ、認定いただきますようお願い申し上げます。

以上で提案理由等の全ての説明を終わります。